

議案第9号

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和8年3月6日提出

清水町長 辻 康 裕

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後			改正前		
別表1（第2条関係） その1			別表1（第2条関係） その1		
区分		報酬額	区分		報酬額
監査委員	代表監査委員	月額 <u>112,000円</u>	監査委員	代表監査委員	月額 <u>103,500円</u>
	上記以外の委員	月額 <u>58,000円</u>		上記以外の委員	月額 <u>53,600円</u>
農業委員会	委員会の長	月額 <u>56,000円</u>	農業委員会	委員会の長	月額 <u>51,700円</u>
	委員会の長の代理	月額 <u>41,000円</u>		委員会の長の代理	月額 <u>37,600円</u>
	委員	月額 <u>36,000円</u>		委員	月額 <u>33,000円</u>
教育委員会	委員	月額 <u>36,000円</u>	教育委員会	委員	月額 <u>33,000円</u>
選挙管理委員会	委員会の長	日額 <u>8,000円</u>	選挙管理委員会	委員会の長	日額 <u>7,300円</u>
公平委員会	委員	日額 <u>7,200円</u>	公平委員会	委員	日額 <u>6,500円</u>
固定資産評価審査委員会			固定資産評価審査委員会		

改正後			改正前		
その2			その2		
区分		報酬額	区分		報酬額
名誉町民審査委員会 表彰者選考委員会 総合計画審議会 特別職報酬等審議会 使用料等審議会 教育支援委員会 学校給食センター運営委員会 社会教育委員 生涯学習推進協議会	委員会、審議会等の長	日額 <u>7,000円</u> (ただし、1日の用務が3時間未満の場合は半額とする。)	名誉町民審査委員会 表彰者選考委員会 総合計画審議会 特別職報酬等審議会 使用料等審議会 教育支援委員会 学校給食センター運営委員会 社会教育委員 生涯学習推進協議会	委員会、審議会等の長	日額 <u>5,000円</u> (ただし、1日の用務が3時間未満の場合は半額とする。)
スポーツ推進委員 文化賞・スポーツ賞選考委員会 民生委員推せん会 国民健康保険運営協議会 生活安全推進協議会 農用地等集団化事業計画委員会	上記以外の委員等	日額 <u>6,200円</u> (ただし、1日の用務が3時間未満の場合は半額とする。)	スポーツ推進委員 文化賞・スポーツ賞選考委員会 民生委員推せん会 国民健康保険運営協議会 生活安全推進協議会 農用地等集団化事業計画委員会	上記以外の委員等	日額 <u>4,400円</u> (ただし、1日の用務が3時間未満の場合は半額とする。)

改正後			改正前		
農地移動適正化あつせん委員			農地移動適正化あつせん委員		
都市計画審議会			都市計画審議会		
防災会議			防災会議		
行政不服審査会			行政不服審査会		
清水町情報公開・個人情報保護 審査会			清水町情報公開・個人情報保護 審査会		
学校運営協議会委員			学校運営協議会委員		
まちづくり基本条例審査会			まちづくり基本条例審査会		
指定管理者選定委員会			指定管理者選定委員会		
国民保護協議会			国民保護協議会		
農地利用調整委員			農地利用調整委員		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。